

令和6年度 兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所 会計年度任用職員（育児短時間勤務業務推進事務員）採用選考案内（区分A）

受付期間	随時募集
試験日	別途通知
任用期間	任用開始日～令和7年3月31日（月）
勤務場所	阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所（芦屋市公光町1-23）

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	受験資格	勤務形態
育児短時間勤務業務推進事務員	1人	①給食施設に対する指導（病院立入検査、福祉施設監査指導を含む） ②栄養成分表示に関する相談 ③管理栄養士・栄養士免許受付事務 ④その他栄養業務に関すること	「2受験資格」と同じ(6)の能力 ①管理栄養士の免許取得者 ②普通自動車運転免許（AT限定可）を有し、現場まで公用車運転が可能なこと ③当該職務に関する実務経験を有していることが望ましい	週20時間 （週3日×6時間40分）

2 受験資格

- 令和6年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- 任用の日に芦屋健康福祉事務所に勤務可能な方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を理由とするもの以外）
- Word、Excel等のパソコン操作ができる方
- 管理栄養士の免許取得者。職務に必要な能力等を有する方

3 選考方法

- 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- 日時
別途ご連絡します

(3) 場 所

兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所
〒659-0064 芦屋市公光町 1-23 TEL:0797-26-8159

4 申込先及び申込方法

下記まで郵送又は持参で所定の応募書類(写真貼付)を提出してください。

なお、応募書類は、A4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

[受験申込先]

〒659-0064 芦屋市公光町 1-23 TEL:0797-26-8159

兵庫県阪神南県民センター芦屋健康福祉事務所 企画課

※ 申込者には、試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。

※ 84円切手を貼付した返信用封筒を同封してください(宛先は、郵便を受け取れる宛先をご記載ください)。

5 合格発表

選考試験実施後、9日後程度で文書により通知します。

6 採用予定時期

(1) 採用日は採用決定後、別途ご連絡します

(2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

7 任用期間

任用開始日～令和7年3月31日です。

8 勤務条件等

(1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額 96,400円～101,000円

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、職務内容等に応じて一部変動する可能性があります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

(3) 期末手当・勤勉手当

年間計 4.5月(6月期 2.25月、12月期 2.25月)

※在職期間に応じた割り落としあり

※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

(4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。(支給限度額の設定あり)

(5) 勤務時間

週20時間(週3日×6時間40分)

(6) 休暇

年次有給休暇(時間単位の取得が可能)

その他、夏季休暇(有給・週3日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)あり

(7) 社会保険

地方職員共済組合(短期)、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。